

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 に関するお知らせ

I 協力金とは

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、茨城県からの休業要請等に応じて、施設の使用停止や営業時間の短縮等に全面的に御協力いただいた事業者の皆様に対し、協力金を支給いたします。

II 支給額

1 事業者最大 30 万円

- ① 1 事業者あたり 10 万円
- ② 事業所を賃借している場合は 10 万円を加算
- ③ 複数賃借している場合はさらに 10 万円を加算

III 対象要件

令和2年4月16日以前（緊急事態措置期間開始前）に開業し、営業実態のある事業者の方で、下記の（1）及び（2）の要件を全て満たすことが必要です。

- （1） 県内に事業所を有する中小企業・個人事業主
- （2） 茨城県緊急事態措置等に基づく休業等の要請に応じ、原則として休業要請等の全期間、県内にある対象施設で休業等を行うこと。

※ 休業要請等の期間は個別事情を踏まえて判断しますので、休業等の期間に関して疑義がある場合は「茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請書兼請求書（様式第1号）」の「3 休業要請等に伴う取組内容」に事情理由等を記載してください。

また、記載内容を確認するため事務局からご連絡させていただく場合があります。予め御了承ください。

IV 申請手続き

1 申請期間

令和2年5月1日（金）から6月30日（火）まで（当日消印有効）

2 申請書入手方法

（1）茨城県ホームページ（下記 URL）に掲載してあります。

URL：<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/shogyo/2020korona.html>

※「茨城県 休業要請・協力金」のキーワードで検索可能。

（2）商工会・商工会議所，市町村，金融機関（常陽銀行，筑波銀行，茨城県信用組合，水戸信用金庫，結城信用金庫）本店・各支店，県民センター（4か所），県税事務所（5か所）で申請書類を配布しています。

3 申請方法

下記の提出先に申請書類を郵送することで申請できます。

なお，**簡易書留**など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

【提出先】 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

茨城県休業要請・協力金対策チーム 宛

※ 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため，対面での申請書類の受付や説明は行いませんので，予め御了承ください。

V お問い合わせ先（休業要請・協力金に関する問い合わせ窓口）

開設時間 9時～17時（土日祝日を含む毎日）

電話番号 029-301-5375